

定期貸しコインサービス取引説明書

定期貸しコインサービス取引説明書(以下、「本書面」といいます。)は、株式会社 bitFlyer(以下、「当社」といいます。)が提供する定期貸しコインサービス(以下、「本サービス」といいます。)を利用する際に、お客様に提供する取引の特徴、リスク、手続きに関する詳細な情報をまとめたものです。本サービスをご利用になる前に、取引の内容やリスクを十分にご理解いただき、お客様ご自身の判断で取引を行っていただく必要があります。

当社の商号および住所並びに登録番号

株式会社 bitFlyer

〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

暗号資産交換業者 関東財務局長第 00003 号

第一種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 3294 号

加入する協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

1. 本サービスの概要

暗号資産の性質について

- 暗号資産は、本邦通貨または外国通貨ではなく、特定の国家や主体によりその価値が保証されているものではありません
- 暗号資産は、インターネット上で取引や発行が行われる分散型のものであり、その価格は市場の変動に影響されやすく、損失が発生する可能性があります
- 代価の弁済に使用する場合、弁済を受ける者の同意が必要です

本サービスの取引の仕組み

- 本サービスは、暗号資産の消費貸借取引であり、お客様が当社に暗号資産を貸し出し、当社は契約満了時に同種同量の暗号資産を返還します
- 契約期間中、お客様が貸し出した暗号資産の売却、譲渡、担保設定はできません

2. 本サービスのリスクについて

分別管理のリスク

暗号資産の借り入れは暗号資産の管理に該当せず、当社が借り受けた暗号資産は、資金決済法の分別管理の対象外であり、他の債権者に対して優先して弁済を受ける権利はありません。お客様が当社に貸し出した暗号資産は、当社の暗号資産と分別されず、当社の破綻時には全額の返還ができないリスクがあります。

価格変動リスク

暗号資産の価格は変動しやすく、契約期間中に価格が上昇しても売却することができず、値下がりが生じた場合には損失が発生する可能性があります。

ハードフォークリスク

契約期間中に暗号資産のハードフォークが発生した場合、価格の乱高下や予期せぬ損失が生じる可能性があります。当社は「計画されたハードフォークおよび新コインに関する対応指針」に基づき対応しますが、分岐によって発生した新コインの返還義務は負いません。

返還条件変更のリスク

当社が契約満了時に同種同量の対象暗号資産を入手することが不能若しくは著しく困難となった場合、お客様が貸し出した暗号資産および貸借料の全部もしくは一部について、契約満了日における当社の対象暗号資産の取引価格にて円換算し、日本円で返還する場合があります。この場合であっても、日本円で支払うことにより、当社の返還義務および貸借料の支払い義務は消滅することとなります。

サイバー攻撃リスク

暗号資産はサイバー攻撃の対象となり得ます。サイバー攻撃により暗号資産の全部または一部が消失する可能性があります。

破綻リスク

当社の財務状況の悪化や外部環境の変化(法規制の強化を含む)により、当社が破産手続の開始等を行った場合、お客様の暗号資産が返還されない可能性があります。お客様が貸し出した暗号資産の返

還は、当社の信用に依存しています。

3. 取引手続きおよび条件

本サービスを利用する際の具体的な手続きや条件について、以下をご確認下さい。

本サービスの申込受付

当社は、本サービスをお客様に提供する際は、当社のウェブサイトまたはアプリを通じて、対象暗号資産の種類、貸出期間、年利率(年率)、申込受付開始日、申込受付終了日、貸出開始日、満期日を提示して、本サービスの利用者を募集いたします。

本サービスは条件によって2種類の商品に分かれています。

- 「定期貸しコイン」: 早期終了なし
- 「定期貸しコインプラス」: 早期終了あり

申込条件は申込受付開始時点の環境に応じて都度異なります。本サービスの利用を希望されるお客様は、当社が提示する申込条件について都度ご確認ください。

申込手続き

お客様は、申込条件を確認した後に当社のウェブサイトまたはアプリを通じて申込を行います。申込にあたっては、本書面および「定期貸しコインサービスに関するご利用規約」の内容をご確認ください。当社とおお客様の個別契約は、当社が承認しお客様の貸出する暗号資産が当社に移管された時点で成立いたします。なお、お客様が申込された後、1 回ごとに抽選を実施するため、ご希望される申込数量の一部数量のみでの契約成立となることがあります。

お客様による申込が行われただけでは、個別契約は成立したことはありませんのでご注意ください。

申込済の貸出については、申込受付終了後、抽選を実施し、お客様へ抽選結果を通知する日まで該当する暗号資産は口座内で制限され、申込を取り消すことは出来ませんのでご注意ください。

貸出期間は、個別契約成立日を開始日とし、当社が別途提示する貸出期間が経過した日を満期日といたします。

貸出期間および貸借料

貸出期間は、申込時に選択された商品の申込条件において設定されます。お客様は、申込時に満期日到来時に同一の貸出数量・貸出期間・年利率で自動的に再貸出を行う、「自動再貸出」の有無を設定することができます。なお、申込時に「自動再貸出をする」と設定されたお客様であっても、自動再貸出を希望されない場合は、個別に定める満期日より当社所定日数前までに、ログイン後の貸出詳細画面から設定を変更し、自動再貸出を「行わない」ように設定することが可能です。

なお、当社の判断で当該商品の提供を終了する可能性があり、その場合、お客様が自動再貸出を設定されていても、満期日をもって貸出終了となります。

当社が貸出を終了する日(満期日もしくは早期終了日)に、当社から元本を返還し、貸出数量・貸出期間・年利率に応じ、当社が定めた貸借料を付与します。

ただし、「自動再貸出をする」と設定されており、貸出が再度行われる場合は、貸出されている暗号資産の返還は行われません。

「定期貸しコインプラス」については、満期日よりも早期に貸出を終了し、元本をお客様へ返還することがあるプランです。その場合、お客様は貸出開始日から早期終了日までの期間に応じた貸借料を受け取ることができます。

尚、当社が貸し出しを終了する日(満期日もしくは早期終了日)の時点で、当社が個別契約の対象となっている暗号資産の取扱いを中止若しくは終了した場合、又はお客様が当社に貸し出した同種同量の暗号資産を入手することが不能若しくは著しく困難となった場合、当社は、貸し出しを終了する日において、可能な範囲で、借り入れた暗号資産を返還し同じ種類の暗号資産による貸借料を支払うとともに、残りの暗号資産および貸借料について円換算した金額をお客様に支払うことといたします。その際の円換算レートは、当該種類の暗号資産の返還の決済日における当社の取引価格により行うものとします。

取引チャネルおよび確認

本サービスは、インターネットを通じて提供されており、当社ウェブサイトからアクセスできます。電話やメールによる申込は受け付けておりません。

取引内容や状況は、取引画面からいつでも確認でき、毎月1回、取引報告書が交付されます。

4. 途中解約および手数料

原則として、お客様による満期日到来前の途中解約はできませんが、特別な事情がある場合は、当社の裁量により途中解約を認めることがあります。お客様の申し出による途中解約の場合、途中解約までの期間にかかわらず貸借料を受け取ることができず、対象暗号資産の数量から、途中解約手数料分の数量を差し引いた数量を返還いたします。

なお、お客様が定期貸しコインサービスに関するご利用規約第12条(当社による解約)の規定により、貸出期間中であっても、途中解約を行う場合があります。この場合、途中解約までの期間にかかわらず貸借料を受け取ることができない場合があります。

5. 苦情および紛争解決

当社は、お客様からの苦情を適切に処理するため、苦情処理窓口を設けています。また、当社とお客様との紛争を解決するための手段として、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センターおよび第二東京弁護士会仲裁センターへのあっせん・仲裁の申立を利用することができます。

当社苦情窓口

当社カスタマーサービス

〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 30F

電話番号: 03-6434-7624(受付時間 平日 9:30 ~ 17:30、日本語対応のみ)

[お問合せフォーム](#)

紛争解決窓口

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

東京弁護士会 紛争解決センター TEL:03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター TEL:03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター TEL:03-3581-2249

詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

[当社の苦情処理・紛争解決に係る業務運営体制等について](#)

6. 税務上の取扱い

本取引で得られる利益は、個人のお客様の場合は原則雑所得として所得税の課税対象となります。また、法人のお客様の場合は法人税等の課税対象となり得ます。これらは現段階での日本の税務当局の見解となりますが、将来において改正される可能性があります。詳細は管轄の税務署または税理士にご相談ください。

【令和6年12月3日制定】